

2015年6月3日 08:00-
衆議院第2議員会館B1 第1会議室

第2回 漏れた年金情報調査対策本部会議

1. 挨拶

2. 不正アクセスによる年金情報の流出について 関係省庁からのヒアリング

- ・ 日本年金機構
- ・ 厚生労働省
- ・ 警察庁

3. その他

厚生労働省

<出席者>

樽見 英樹 年金管理審議官

梶野 友樹 年金局事業企画課政策企画官

水島藤一郎 日本年金機構理事長

警察庁

<出席者>

河原 淳平 警備企画課サイバー攻撃対策官

伊藤 隆行 捜査第二課特殊詐欺対策室長

2015年6月2日

不正アクセスによる年金情報の流出について(談話)

民主党『次の内閣』
ネクスト厚生労働大臣 山井 和則

日本年金機構（以下「機構」という）は6月1日、不正アクセスによって、約125万件もの年金情報を流出させたことを明らかにした。公的機関からのこれだけ大量の個人情報の流出は、前代未聞である。またしても年金制度に対する不信を増大させる問題が起きたことは、極めて遺憾である。

今回の事案では、基礎年金番号に加えて、氏名、生年月日、住所も流出していることから、年金手続きのなりすましかけだけでなく、振り込め詐欺などの犯罪に悪用される怖れがある。国民の生活と財産を脅かす深刻な事態である。年金行政の責任者である厚労大臣は、最優先でこの問題に対処すべきである。

本件は不正アクセスによるものであるが、深刻な被害をもたらしたのは、機構がインターネットに繋がったパソコンで年金情報を扱っていたという個人情報管理の不備にある。他にも、機構が内規に反して、約55万件の個人情報にパスワードを設定していなかったことも明らかになっている。「消えた年金問題」を引き起こした旧社保庁のいい加減な仕事ぶりが、未だに改まっていないことを物語っている。

機構は5月8日にパソコンのウィルス感染を把握していたものの、十分な対策を講じなかったため、流出を拡大させた可能性がある。また、厚労大臣は5月28日に事実を把握していながら、数日間も公表しなかった。その間に、情報流出の対象者が、流出の事実を知らないことが原因で犯罪に巻き込まれる恐れもあった。機構及び厚労大臣をはじめとした厚労省の怠慢と不手際は、許し難い。

民主党は国会審議などを通じて、厚労大臣の責任を厳しく追及するとともに、厚労省と機構に対し、問題の全容解明はもちろん、対象者に速やかに謝罪すること、対象者が犯罪等の被害に遭わないよう万全の対策を講じること、実効性のある再発防止策を確立すること等を求めていく所存である。

以上

2015年6月2日

民主党漏れた年金情報調査対策本部
本部長 参議院議員 蓮 舫
事務局長 衆議院議員 山井和則

年金個人情報流出に関する問題点

○今回の発表に至る経緯

1. 感染の確認から発表に至るまでの具体的経緯（時間がかかりすぎではないか）
2. なぜ警察から報告を受けるまで情報が流出したことが判明しなかったのか。

○流出した情報等の具体的内容

3. 情報流出が確認された受給者・被保険者の内訳
4. ウィルス入りファイル添付のメールを開封したパソコン数・職員数・地域別の内訳
5. 年金額や標準報酬月額など、4情報以外の流出はないのか。
6. 流出した情報（基礎年金番号、氏名、生年月日、住所）の種類がさまざまである理由

○感染を発生させた電子メールの具体的内容

7. 標的型メールの具体的な件名・内容（「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」と報道されているが、それ以外にあるのか。）
8. 情報の流出先の捜査状況、考えられる攻撃目的

○社会保険オンラインシステムからの情報の持ち出しについて

9. 機構のサーバーに情報を移した目的・経緯
10. 個人情報にはパスワードを設定する等の内規の具体的内容
11. パスワードが設定されたデータのパスワードが解除される恐れ

○情報セキュリティ対策訓練の実施状況

12. 機構内での訓練の実施の有無（どの程度の頻度で訓練を実施しており、その結果はどのようなものであったか）

○今後の対策、今後想定される懸念

13. 詐欺等に使用される可能性
14. 基礎年金番号等を利用した本人確認等に関する現在の手続と今後の強化策の内容
15. 流出した125万件の基礎年金番号の変更に要する期間
16. 年金の成りすまし受給はないとのことだが、本人確認が困難な場合、基礎年金番号等の情報のみを基に振込先変更の申請を受理せざるを得ない場合があるのではないか。

以上

質問への回答

○今回の発表に至る経緯

1. 感染の確認から発表に至るまでの具体的経緯
2. なぜ警察から報告を受けるまで情報が流出したことが判明しなかったのか。
→ ウィルス感染の経緯等の詳細について、現在整理中である。

○流出した情報等の具体的内容

3. 情報流出が確認された受給者・被保険者の内訳
→ 一定の作業を要するためすぐにはお出しできないが、相談窓口では個々の属性（受給者、被保険者）にあった適切な対応を図っていく。
4. ウィルス入りファイル添付のメールを開封したパソコン数・職員数・地域別の内訳
→ 現在調査中、又は捜査に関わることであり、お答えできない。
5. 年金額や標準報酬月額など、4情報以外の流出はないのか。
→ 現在のところ、これ以上の流出は確認されていない。
6. 流出した情報（基礎年金番号、氏名、生年月日、住所）の種類がさまざまである理由
→ 業務上そうした組合せの使用がされていたことによる。（業務種類はお答えできない。）

○感染を発生させた電子メールの具体的内容

7. 標準的メールの具体的な件数・内容
8. 情報の流出先の捜査状況、考えられる攻撃目的
→ 現在調査中、又は捜査に関わることであり、お答えできない。

○社会保険オンラインシステムからの情報の持ち出しについて

9. 機構のサーバーに情報を移した目的・経緯
→ 納付の勸奨状の送付等の拠点内の業務や、拠点から本部への報告等に必要なデータに限り、セキュリティ対策を講じることを前提に、社会保険オンラインシステムから抽出し、日本年金機構LANシステムに一時的に保存することとしている。
10. 個人情報にはパスワードを設定する等の内規の具体的内容
→ 「日本年金機構共有フォルダ運用要領」（要領第171号 経営企画部長決定 平成27年3月23日制定・施行）において、「お客様の個人情報や入札関係情報などの情報を取り扱う場合はアクセス制限やパスワード設定など厳重なセキュリティ措置を講ずること」としている。

11. パスワードが設定されたデータのパスワードが解除される恐れ

→ どのようなパスワードが設定されているかによるものであり、一概にはお答えできない。

○情報セキュリティ対策訓練の実施状況

12. 機構内での訓練の実施の有無（どの程度の頻度で訓練を実施しており、その結果はどのようなものであったか）

→ 情報セキュリティの職場内研修を年1回以上実施するほか、新規採用研修時の各種研修カリキュラムとしても情報セキュリティが組み込まれている。

○今後の対策、今後想定される懸念

13. 詐欺等に使用される可能性

→ 情報提供に関する過去の事案について調査しており、今後必要に応じて、対象者に周知していきたいと考えている。

14. 基礎年金番号等を利用した本人確認等に関する現在の手続と今後の強化策の内容

→ 現在の本人確認は、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所の4情報のほか、必要に応じ、写真付きの身分証明書（保険証など写真付きでない場合は、例えば、保険証とご本人名義の通帳など2つの身分証明書）により行うルールとなっている。

6月2日からは、「なりすまし」で年金相談や住所変更などの手続きがなされることがないように、今回の流出の対象となった方についてシステム上確認できる体制を確立し、該当する方から年金の手続きがあった際には、ご本人であることを確実に確認した上で手続きを行うこととしている。また、該当する方には、今後、基礎年金番号を変更させていただき、万全の対処を期す。

15. 流出した125万件の基礎年金番号の変更に要する期間

→ システム改修を伴うため、変更に要する期間も含め、今後速やかに、システム影響調査を行うこととしている。

16. 年金のなりすまし受給はないとのことだが、本人確認が困難な場合、基礎年金番号等の情報のみを基に振込先変更の申請を受理せざるを得ない場合があるのではないか。

→ 年金のお支払いは、本人名義の口座に振り込むこととなっており、仮に、年金の振込先の金融機関を変更する場合には、本人の氏名、生年月日、住所等の基本情報のほか、金融機関の証明印又は預金通帳の写しなど年金受給者本人名義の口座であることが確認できる書類が必要となるため、流出した情報だけでは年金振込先を変更できるとは考えにくいですが、あらゆる事態を想定して、本人確認を徹底していく。